

# BTMU

## CHINA WEEKLY

### EXPERT VIEW: 動産抵当

前回の所有権留保による債権担保制度においては、留保所有権の公示制度に難があり、仮に買主が所有権留保の存在を知らない第三者に目的物を譲渡した場合には、当該第三者が所有権留保について善意のまま有償取得し、かつ、占有も取得すれば善意取得をしてしまう可能性もあることを説明しました。実際に、目的物が第三者に売却され、第三者が占有してしまっている場合には、仮に、第三者が悪意であったとしても、この第三者に対して売主の留保所有権を主張していくことは実務的には相当な困難を伴う場合もあり得ます。

今回は、取引の目的物自体を担保とする、中国の動産担保制度を紹介し、その留意点等について検討したいと思います。

Q: 当社は、江蘇省蘇州市に設立された日系の独資会社で、プラスチック成型機を主たる製品として中国国内で自社製品を販売しています。中国資本の会社に対する複数機販売となる場合も多く、取引額が一定以上となるため、製品代金の決済サイトが比較的長期に及んでいます。分割払い等の対応を行っているのですが、支払担保の取得に苦慮しています。売買契約で製品代金の完済まで製品の所有権を留保して対応してきたのですが、近時、製品を他の債権者に転売されてしまい、結局、製品の回収も、製品代金の回収もできないままとなってしまった事例が出ました。中国の弁護士に相談したところ、「所有権留保では第三者に売却されると取り戻すことが困難な場合が多いので、動産抵当を利用してみてはどうか」とのアドバイスを受けました。

中国の動産抵当という担保制度を利用したことがないのですが、当社のような取引においても有効に活用することができるものなのでしょうか？

A: 動産抵当とは、債務者又は第三者が動産の占有を移転せず、かつ、引き続きこれを利用・収益しながら債権者のため当該動産に抵当権を設定し、債務者が債務を履行しない場合に、債権者が当該動産の価値について優先的弁済権を受けることができるという担保権制度です。中国の担保法では、機器、交通運送手段その他の財産が抵当権を設定することができる財産とされ、また、2007年10月1日施行の中国の物権法では、一般抵当権として抵当権を設定することができる財産として生産設備、原材料、半製品及び製品等を改めて規定しました。国家工商行政管理総局は、企業による動産抵当登記について「企業動産抵当物登記管理弁法」(1995年10月18日公布・施行。その後、1998年及び2000年に改正)を制定・公布しましたが、物権法が動産抵当制度にかかわる各種の規定をしたことから「動産抵当登記弁法」(以下「新登記弁法」といいます。)を2007年10月17日に発布し、同日施行しました。

以下においては、動産抵当制度(集合物に対する抵当を除きます。)に関する抵当権設定者、抵当権が設定可能な動産、動産抵当に係る登記制度、動産抵当権の実行、動産抵当に関する実務上の問題等について、紹介します。

#### 1 抵当権設定者

動産抵当制度においては、抵当権設定者は、特に限定されていません。従って、債務者が自ら所有する動産に対して抵当権を設定することもできますし、第三者が債権者のため、これが所有権を有する動産に抵当権を設定することもできます。

## 2 抵当権が設定可能な財産

抵当権を設定することができる動産として、生産設備、原材料、半製品、製品、建造中の船舶、航空機、交通運送手段が定められています(物権法 180 条)。また、同条は、「法律、行政法規により抵当権の設定が禁じられていないその他の財産」と規定することによってその他の動産にも抵当権の設定ができる余地を認めています。

なお、他方で、物権法第 184 条は、抵当権を設定してはならない財産として、所有権又は使用権が不明であり、又は紛争がある財産、法により封鎖され、差し押さえられ、監督管理されている財産、法律、行政法規が抵当権を設定してはならないと定めるその他の財産を定めています。

実務的には、動産抵当に係る登記の実行性に問題がある等の支障はあるものの、担保法及び物権法は、抵当権の設定が禁止、制限される動産以外の動産については、広く抵当権の設定を認めています。

## 3 動産抵当に係る登記制度

### (1) 動産抵当に係る登記の効力

動産抵当に係る登記の法的効力については、担保法と物権法において異なる規定がそれぞれ定められています。担保法では、原則として抵当権設定登記が抵当権設定契約及び抵当権の発効要件と定められているのに対し、物権法では、抵当設定登記は抵当権設定契約の発効要件でなく、また、抵当権の発効要件でもないと規定されています。即ち、物権法は、抵当権は抵当権設定契約の発効時に成立し、抵当権設定登記を経ない場合には、当該抵当権を善意の第三者に抗弁することができないと定めています(物権法第 188 条及び第 189 条)。担保法と物権法に不一致が生じた場合には、物権法が優先して適用されるため(物権法 178 条)、抵当権設定登記は、抵当権設定契約及び抵当権の発効要件ではなく、善意の第三者に対する対抗要件となると理解されます。

### (2) 動産抵当の登記機関

中国では、動産抵当について統一の登記機関は設けられていません。即ち、動産の種類や抵当権設定者によって、その抵当登記の登記機関が異なっています。

航空機、船舶及び自動車については、その所有権登記を行う国务院民間用航空管理機関、各港の港事務監督管理機関及び県レベル以上の公安交通管理機関が登記機関となります(担保法 42 条)。

また、企業が有する設備その他の動産については、その動産所在地の工商行政管理機関が登記機関となります(担保法 42 条)。ただし、新登記弁法においては動産抵当の登記機関を「抵当権設定者の住所地」の工商行政管理機関とすることが定められています。この規定は担保法と抵触しているのですが、企業がその動産に抵当権を設定する場合には、実務的には新登記弁法に従い処理がなされています。動産抵当の設定登記申請に際しては、契約当事者双方が署名・捺印した「動産抵当権登記書」、契約当事者双方の主体資格証明書等の文書を上記の工商行政管理機関に提出する必要があります。

上記以外の、明確な登記機関の定めがない動産抵当については、その登記機関は、抵当権設定者の所在地にある公証機関とされています(担保法第 43 条)。

## 4 動産抵当権の実行

債務者が期限が到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行事由が生じた場合には、抵当権者は、抵当権の対象動産を換価し、又は競売し、若しくは任意売却したことによって取得した金額につき優先弁済を受けることについて抵当権設定者と協議することができます(物権法第 195 条)。ただし、当該協議を経ても抵当権者と抵当権設定者との間で動産抵当権の実行方法について合意されなかった場合には、抵当権者は、裁判所に対して直接抵当動産の競売又は任意売却を申し立てることができます(物権法第 195 条)。この場合、裁判所は、原則として、抵当権の実行にあたり、まずは競売をしなければならないとされています。

担保法は、上記の抵当権者と抵当権設定者との間の抵当権実行に関する合意が達成されない場合に、訴訟を提起し、判決等を得た後に強制執行を実施すると定めています。即ち、抵当権の実行についても、債権的司法救済を通じ、例えば抵当権設定契約の有効性等についての実体審理を経て、また、場合によっては訴訟上の和解手続を経て実行されることとされていました。物権法は、抵当権の迅速な実行を促すため、抵当権に直接的な強制執行力を認めました。前記のように、抵当権の設定登記は、抵当権の発効要件ではありませんので、上記の強制執行力は、抵

当権設定登記の有無にかかわらず認められます。

## 5 動産抵当の実務上の問題

動産抵当の場合、抵当動産が抵当権設定者の占有に置かれるため、抵当権設定者が抵当動産を無断で処分するおそれがあります。また、抵当権設定者が抵当動産を処分した場合には、この処分により生じた第三者の権利(所有権、賃借権、動産質権、動産抵当権等)が既存の抵当権と衝突します。

### (1) 動産抵当権と所有権との衝突

前記のように、動産抵当権は、抵当権設定登記を経ない限り、善意の第三者に抗弁することができません。即ち、抵当権設定者が抵当権の設定後登記前に抵当動産を無断で善意の第三者に譲渡した場合には、当該第三者の所有権が抵当権に優先し(善意の第三者が所有権を取得した時に当該第三者との関係で抵当権は消滅します。)、抵当権者は動産抵当を実行することができません。

### (2) 動産抵当権と賃借権との衝突

抵当権設定者が抵当権設定契約の締結前に動産を第三者に賃貸した場合には、原賃貸借関係は当該抵当権設定契約に基づく抵当権の影響を受けず、抵当権者が仮に動産抵当権を実行したとしても当該賃借権は賃貸借契約の期間において有効に存続します(物権法第190条)。他方で、抵当権設定契約が締結され抵当権が成立した後に生じた賃貸借契約は、当該抵当権が登記されたか否かによりその対抗関係が定まります。即ち、抵当権設定登記を経た動産抵当権には当該賃貸借関係を対抗することができず、当該抵当権の実行にあたり、第三者は抵当権者に対して抵当動産を引き続き賃借する権利を主張することができないとされ、登記された抵当権が物権として債権関係たる賃貸借に優先するとされています(物権法第190条)。

### (3) 動産抵当権と動産質権との衝突

実務上、抵当権設定者が抵当権の設定後に抵当動産を第三者に移転し、質権を設定することが考えられます。動産抵当権と動産質権の優先関係を具体的に規定する法の規定は見当たりませんが、物権法第188条が定める抵当権設定登記の第三者対抗要件性について、担保物権である質権を除外して解釈する合理性は見当たらず、この場合も、抵当権設定登記と質権に基づく動産の占有移転の前後により、質権との優劣が定まると解するのが合理的です。

### (4) 動産抵当権間の衝突

法的には、同一の動産について二者以上の債権者に対して抵当権を設定することが認められています(物権法第199条)。この場合の抵当権者間の優先関係は、同条が定めています。即ち、動産抵当権が全て登記を経ている場合には、登記の前後に従って弁済を受け、同時に登記を行った場合には債権に比例して弁済を受け、登記を経ない動産抵当権がある場合には登記が完了した動産抵当権が優先することとなり、いずれの動産抵当権も登記を経っていない場合には債権に比例して弁済を受けることとなります。

## 6 本設例の考察

本設例では自己の製造製品の販売に際し、顧客の代金弁済未履行に対処するため、販売した製品自体に動産抵当権を設定することを検討しています。製品の所有権留保合意による場合の善意の第三者との間の権利の衝突を回避するという観点からは、有効な方法であるといえます。動産抵当制度については、以上で説明したとおりであり、当該動産抵当権の設定は、当事者間の抵当権設定契約の締結によりこれを行うことができます。実務的には、まず、この抵当権設定契約を適正に締結することが肝要です。本設例では、代金が分割払いとされることもあるようであり、単に抵当権設定合意をするのみでなく、いずれかの代金支払期限に代金を支払わない場合又は著しい信用悪化事由が生じた場合において顧客が全ての債務について期限の利益を喪失すること、この場合に抵当権を実行することができ(約定による抵当権実行事由となります。)、その被担保債務は全ての未弁済債務であること等を明確に定める必要があるでしょう。まずは、製品の売買契約における債務不履行となる事由を具体化し、当該事由を抵当権実行事由として整合的に約定を設けることが必要でしょう。また、善意の第三者に対抗するため、当該顧客の住所地の工商行政管理機関において動産抵当権設定登記の手続を処理することが必須といえます。また、実務的には、抵当権実行事由が生じた場合に、速やかに抵当動産の換価及び債務充当がなされるよう、抵当権設定契約中に、抵当権実行事由が生じた場合には抵当権の対象動産の占有を債権者に移転すること(又は債権者が当該動産を強制的に搬出することができること)を定め、抵当権の実行方法を換価又は任意売却に特定し、かつ、その価額も合意すること、さらに

いわゆる強制執行認諾に係る規定を設け、公証人の公証を受けること等を定める場合があります。上記 は、物権法の施行により抵当権の強制執行力が認められたため、強制執行という観点からは意義を失ったともいえますが、及び については、現段階でも、その約定の有効性等が問題となりえます。については、私的な実力による動産の占有剥奪等は、約定の内容がどうあれ、違法な私人執行となる場合がありますし、についても法が抵当権設定契約締結段階における抵当権設定者の弱い地位による不当な権利侵害を回避することを主要な目的として抵当権実行事由が生じた後に抵当権者と抵当権設定者との抵当権実行に係る協議・合意の制度を設けている趣旨から考えると、その有効性が否定的に判断される可能性を否定することができません。

上記のような、各種の合意は、実務上、一定の効果及び有効性が認められる場合があることも否定することはできないのですが、最終的に法的な効力が認められ、法的な保護を受けえない場合もあることを念頭におきつつ、内容の適正化をできる限り図り、かつ、実際の履行に際しても債権者の行為が事後的に違法な行為と判断されることのないよう、慎重に履行することが肝要でしょう。

露木・赤澤法律事務所  
弁護士 赤澤 義文  
弁護士 丁 恒

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

**中華総工会「新世代農民工」に関する調査報告を発表:** 中国の全国労働組合連合に相当する中華総工会は 21 日、「新世代農民工」(\*1)に関する調査報告を発表した。「新世代農民工」は、前世代に比べ、より豊かな環境の中で育った為、権利意識が強く、仕事の位置付けは生活の為というより将来性を重視している他、メディアの普及、通信技術の進歩により現代化社会の影響を受け、多様な価値観を形成し、都市生活に強い憧れを抱いているのが特徴と分析している。また、「新世代農民工」は、その 9 割は農作業の経験が殆どなく、戸籍制度による制約や保有スキルの問題等により、都市での安定的な収入を得られない為、農村においても都市においても周縁化しているという。さらに、8 割の「新世代農民工」は異郷で結婚、出産等人生の重大な転機を迎えるものの、社会、企業からの精神的なケアの欠如で、心理的な障害を抱える人も少なくないと指摘している。中華総工会はこうした問題に対して、「新世代農民工」を対象とする職業研修、住居、社会保障の改善、都市戸籍取得の促進等を解決策として挙げている。\*1:「新世代農民工」とは、1980 年代以降生まれ、農村戸籍を有するが、本籍地を離れて非農業に従事する若年労働者を指す。現在、総数は約 1 億人に上る。

**自動車・家電の買い替え促進策延長:** 先般、商務部等の関連部署は、自動車と家電製品の買い替えに対して補助金を支給する促進策の延長を発表した。両政策は、消費の喚起と旧型製品の淘汰を目的に、昨年 6 月に導入され、実施期間は今年の 5 月 31 日までとなっていたが、消費拡大のより一層の促進、省エネ・排出削減の促進、循環型経済の発展を目指して延長されることになった。自動車については 2011 年 1 月 31 日まで延長、実施方法は従来と不変。家電製品については 2011 年 12 月 31 日まで延長、実施地域も従来の 9 地域に、新たに 19 地域を追加する一方、不当な買い占めを防止する狙いから、補助金を受けられる台数の上限を設け、個人では最大 5 台、法人では最大 50 台と規定している。

### 【貿易・投資】

**内陸初の国家級新区「重慶両江新区」発足:** 上海浦東新区、天津濱海新区に続く、中国で三番目、内陸で初の国家級新区となる「重慶両江新区」が 18 日に正式発足した。「両江新区」は重慶市中心の長江以北と嘉陵江以東の地域で、国家級経済技術開発区、ハイテク技術開発区、保税港区を含み、西部大開発政策、都市と農村の一体的発展に向けた総合改革試験区政策等の優遇政策に加え、浦東新区、濱海新区の政策も参考にした優遇措置が適用されるという。

**中台間で ECFA に調印:** 中台間の FTA に相当する ECFA(「两岸経済協力枠組み協定」)が 29 日に調印された。今後、双方の批准を経て、関税引下げ早期実施項目(アローハーベスト)については 2011 年 1 月 1 日から 2013 年 1 月 1 日までに段階的に実施される予定。アローハーベスト(\*2)は中国側が 539 品目(農水産品 18、石油化学製品 88、機械 107、繊維 136、輸送機器関連 50、その他 140)、台湾側が 267 品目(石油化学製品 42、機械 69、繊維 22、輸送機器関連 17、その他 117)となっている。また、「協定」には金融機関の参入規制の緩和条項も盛り込まれている他、知的財産権については、別途保護協定が締結された。

\*2:アローハーベストのリストは、下記台湾経済部のホームページをご参照ください。

[http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu\\_id=40&news\\_id=19038](http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=19038)

### 【産業】

**406 品目の増値税輸出還付を撤廃:** 財政部と国家税務総局は 22 日、一部商品に対し、7 月 15 日より増値税の輸出還付を撤廃することを発表した。対象品目(\*3)は 鋼材の一部、非鉄金属加工材の一部、銀粉、アルコール、トウモロコシ澱粉、農薬・医薬、化工製品の一部、プラスチック製品・ゴム製品・ガラス製品の一部、の 406 品目に亘る。政府は、今回の調整が「高エネルギー消費、高汚染」製品の輸出を抑制する為の微調整であり、対外貿易に大きな影響はなく、長期的には対外貿易の発展方式転換を促進するものとしている。

\*3:具体的な品目名と HS コードのリストは、下記財政部ホームページをご参照ください。

<http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201006/P020100623369427005615.xls>

## 人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数				
	Open	Range	Close	前日比	Close					前日比			
2010.6.21	6.8261	6.7958~6.8272	6.7976	-0.0286	7.4548	-0.0701	0.8744	-0.0023	8.4325	-0.0277	2.6700	2711.29	76.41
2010.6.22	6.7968	6.7900~6.8229	6.8136	0.0160	7.5162	0.0614	0.8761	0.0016	8.3722	-0.0603	2.8100	2713.85	2.56
2010.6.23	6.8100	6.8070~6.8208	6.8124	-0.0012	7.5350	0.0188	0.8753	-0.0007	8.3647	-0.0075	2.7500	2693.78	-20.07
2010.6.24	6.8109	6.7995~6.8158	6.7997	-0.0127	7.5955	0.0605	0.8744	-0.0010	8.3533	-0.0114	2.8000	2690.50	-3.28
2010.6.25	6.7900	6.7856~6.7977	6.7900	-0.0097	7.5717	-0.0238	0.8735	-0.0009	8.3340	-0.0193	3.1300	2675.86	-14.64

## RMB レビュー&アウトLOOK

19 日に中国人民銀行が「人民元相場の柔軟性拡大」との声明を発表し、人民元の動向が注目を集めた。週明け 21 日の基準値は前営業日と同水準(6.8275)に設定され、当初は市場の失望を誘ったが、その後の日中取引では日中変動幅(基準値±0.5%)の限度近くまで上昇し、市場参加者の多くが、声明が人民元の上昇を示唆するものと受け取った。一方、翌 22 日は基準値が 6.7980 と前日比 0.4%の人民元高水準に設定された上、日中取引でも 6.7900 まで人民元高が進行し、一旦は 6.82 台まで反落した。その後の二日間は目立った人民元の上昇はみられなかったが、G20 首脳会議などを控えた週末 25 日には、2005 年 7 月以来の高値を更新する 6.7856 まで上昇し、結局、前週比 0.55%の人民元高となる 6.7900 で越週した。G20 首脳会議では人民元が中心の議論とならず、声明でも人民元への言及は避けられた。中国当局は、一方的な人民元上昇には当面慎重な姿勢を維持するものとみられ、今後も一進一退を繰り返す、神経質な値動きとなるだろう。(6 月 28 日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく(お願い)申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。